

# 「五山送り火」行事の持続と変容

——京都市松ヶ崎の「妙法」を事例に——

鯨坂 学

AJISAKA Manabu

## 1 はじめに

京都市では、毎年8月16日午後8時になると、五山の送り火という伝統行事が行なわれる。それは、京都盆地を取り囲む東山・北山・西山に位置する五山の山頂で「大文字」「左大文字」「妙法」の文字と「船形」「鳥居形」の形を作り、火を燃やす大掛かりな行事である。何百年と続く風物詩の行事とあって京都で生活をしている人々のみならず、国内外からの観光客も五山で火が燃えるさまを見る。当日夕方になれば報道関係のヘリコプターが空を飛び、市内の通りや鴨川堤は観光バスや車、見物人で埋め尽くされ、場所によっては夜店が連なり、野外コンサートといったイベントが行われるなどお祭り騒ぎとなる（和崎春日1999）。しかし、点火間近になると京都市の呼びかけもあって、市街地のオフィスビルのかかりがネオンサインや照明の灯りを消し、一般のマンションなども灯りを消して今か今かと点火を待つ。そして点火が始まれば、老若男女問わず、多くの人々はその火に向かって手を合わせ、亡き人のことや祖先を思って祈りをささげ、生きている者には幸せがおとずれるようにと願うのである。

3歳から京都で育った筆者にとって、五山の送り火を見るのは慣習となっている。亡くなった父母や祖母の霊が無事にあの世へ帰れるように見送る行事と思い、手を合わせ祈ってきた。学生時代には、この送り火の一つである「妙法」の「妙」の山が自宅から歩いて15分ほどのところにあっ

たので、その火が焚かれる様を身近に見にいったことがあったり。しかし、そんな筆者自身も何時から、何のために、誰によってこの行事が行なわれてきたのか、また実際にどのようにして行なわれ、継承されてきたのか、といったことはこの調査研究を始めるまでは良く知らなかった。

五山の送り火は何百年の間、京都周辺の各山の麓住民（江戸期の惣村に起源をもつ）、つまり地縁による人々によって、それぞれ受け継がれてきた。現在は組織化された保存会となって行事が執りおこなわれている。ところで、日本の地域社会は1900年ころより都市化に伴って都市域の拡大が生じ、主要な都市では周辺の農村地域を吸収合併して大都市の形成がなされた。このことにより、これらの大都市の郊外地域では、住宅地化する中で次第に非農村的な住民の流入が見られる一方で、従来の農村出身者のムラ的な関係の持続も見られた。1960年ころからの高度経済成長以降には、この編入された地域は大きく変化した。特に、在来の農村出身者の代替わりにより、居住者の職業の変化（農業が主なものから都市的な職業への移動）が生ずるようになり、農村的な職住一体の生産・労働および生活の様式が崩れていった。また、80年代以降には、これらの旧住民の子供たちの進学や就業による他都市・地域への移住も見られている。そのため、一般的に地縁が築きにくく、地域が「共同体」として十分には機能しなくなってきており、それらの結びつきを基礎に営まれてきた祭りや伝統行事の持続が難しくな

ってきていると考えられる。

このように、地域社会が変化する状況の中でも、どうして五山の送り火がその麓の住民に継承されてきたのだろうか。この研究に具体的に取り組み始めた契機は、10年ほど前に京都出身のゼミ生が卒業論文のテーマとして、この五山送り火の行事を取り上げたことにある。その折、筆者が住む左京区下鴨地域の隣にある松ヶ崎地域の妙法の送り火を守ってこられた方々に調査のご協力をお願いしたところ、快くご協力を得ることが出来た。本稿では、五山送り火の1つである松ヶ崎妙法送り火を執りおこなっている人々「松ヶ崎立正会」に焦点を当てて、この行事の実態と継承がどのようになされているのかを明らかにする。また、これらの地元の人たちが持つ行事遂行の意志・イデアはどのようにして生まれ、旧世代から次世代へとどう継承されてきたのかを明らかにしたい。

## 2 祭りと送り火をめぐる先行研究

### 2.1 祭り・祝祭

#### 2.1.1 祭り祝祭とは

芦田徹郎は、祭りを『『聖なるもの』を求心的シンボルにし（聖中心性）、日常生活とは異なる規則に従い（非日常性）、厳粛－厳格（儀礼性）と熱狂－放埒（祝祭性）のなかで、人びとが一時には対抗しつつ一体化し（共同性）、定期的に繰り返し営まれる（周期性）、制度的集合行動（催事性）」（2001：29）と定義している。本稿で取り上げる五山送り火は、この定義に照らして、祭りとしての都市祝祭かつ伝統行事である。

#### 2.1.2 ムラの祭りと都市の祭り

松平誠は祭りを①ムラの祭り－都市の祭り、②開放系合衆型－閉鎖系伝統型の二つの軸で分類している。松平によると、そもそも祭りの始まりはマツルという行いにある。作物を作って暮らしを立てる農耕社会ではカミを豊穡の源と考え、カミ

の助けを得てはじめて豊かな実りを得られるという信仰が生まれた。そして、人々は個々の貧弱な農耕技術を強化するため農作業の共同化を進め、ムラでは節目の時季にカミに祈って祝福し、その助けを願って農作業を進めるという共同の約束を確認し、一年ごとの暮らしがまわるのである。

都市とムラ＝農村の違いは、生産や生活の共同サイクルの有無、カミの存在意義、生産の有無である。都市は、主に武士や商人、職人の生活の場であり、ムラのように作物の生産がなく、一年を周期とする生産や生活の共同サイクルが存在しない。交換経済によってムラとは異なるライフスタイルが都市に作られたため、豊穡を感謝するマツルは必要ではない。都市には生産の共同は存在しなかったが、同じ場所で暮らしているうちに互いの生活や生業の中から結びつきが生まれた。それは室町時代には「町」「町内」と通称される組織となり、生業が違って近隣の結びつきが必要となり、共同するようになる。

都市の人々にとっては、夏になると毎年のように襲ってくる流行病から逃れることが最大の関心事であった。都市を構成する各町の富裕層は、財を投じてマツリを立派なものにし、カミを喜ばせる道具立てを賑々しくしつらえた。都市のマツリは「町」ごとに用意され、これらが集まって夏マツリが生まれる。わが町こそが一番という出し物によって町同士で競い始め、たくさんのケンプツを迎えて出し物を競わせることで、カミを賑わし喜ばすと考えた。現在では多くの祭りがミル人が前提となり、カミ賑わしというより、人賑わしになってきている。

このようにムラと都市ではケンプツ人の有無、祈るカミの性格や内容も異なる。また、かつてのムラのマツリでは、カミに奉仕するスル人々とそれを囲むミル人々という区別された構図があった。しかし、現代のムラでは、スルとミルの構図

が変形し、都市のマツリのように、カミの位置が後退し、スル人々がミセル人々を前提とするミセルマツリへと変わってきている（松平誠 2008）。

ところで、後述する和崎春日は五山の送り火を都市祭礼と捉えている（和崎 1996）。一方、筆者は、これらの送り火は、元々は多くの地方で行われていた精霊行事の一環としての送り火の一種であり、農村的な行事であると考えている。京都の場合は、天皇や公家、武士などの権力者と経済的な力をもつ商人層、それを支える職人が居住する都の周辺の村々の郷民が、ムラ＝村落共同体の行事として取り組み、都の人々に自分たちの存在を知らしめるために行ってきたのではないかと考えている。そして、明治後期以降、京都の大都市化により周辺農村が市域に取り込まれていくなかで、送り火は大都市郊外農村の行事となり、京都の町衆にとっても楽しみな都市祭礼となっていく。また、戦後これらの送り火の行事が観光の対象ともなるに従って、1962年からは京都市の外郭団体である京都市観光協会からの補助金も得ることとなり、さらにミセルマツリとしての都市祭礼の位相も付加されてきたと考えられる。

しかし、五山の送り火の根底には祖先崇拜の信仰が存在し、現在もそれぞれのムラ・集落に根差す人々によって担われていることは特筆すべきことである。かつて谷富夫が大阪市の周辺の生野区にある猪飼野地域におけるムラの存続を明らかにしたこととも通ずることである（谷富夫 1992）。

### 2.1.3 開放系合衆型と閉鎖系伝統型

次いで、松平誠は日本の祭りをコンサマトリーな価値を追求するものと、「楽しみ」を視野に入れたものとの（1990:3）という観点から開放系合衆型と閉鎖系伝統型の2つに分類している。閉鎖系伝統型の祝祭とは、江戸期に形成された制度や慣習といった伝統を保持する共同体＝ムラや町内によって運営される。それはムラや町内という

地縁と、運営の中心をなす戸主や跡継ぎといった血縁によるものでもあり、排他的・閉鎖的な性格を持つ強固な求心性・凝集性を表すものであった。

一方、合衆型とは、そういった伝統とは無縁で、不特定多数の個人が自分たちの自由意思で選択した様々な縁によって一時的に結びつくことで行われる。松平は、都市祭礼は伝統型から合衆型になっていくという、共同体が喪失した現代都市におけるまつりの流れを提示した（松平 1990）。上野千鶴子もこの地縁・血縁といった非選択縁から個人によって自由に選び取られる「選択縁」が増えていくという流れを指摘し、伝統型の特徴を持ちながらも、選択縁によって祭りを維持していくかたちの祭りが増えてきているとしている（上野 1984）。

本稿では、松ヶ崎妙法送り火を事例とし、五山送り火という祭礼について都市の祭り－ムラの祭り、開放系合衆型－閉鎖系伝統型の2つの観点を使い分析してみたい。

## 2.2 盆行事としての京都五山の送り火

日本には「お盆」と呼ばれる仏教行事がある。昔は旧暦の7月13日から15日を中心に行われていた行事であったが、現在は8月13日に先祖の霊を家に迎え入れ供養し、15、16日に霊をあの世へ送るといったものである。その霊を送るときにあの世への帰り道を照らすため、たくさんの燈籠や松明に火をつけて送る灯りを送り火という。つまり送り火は再び冥府に帰る精霊を送るという意味を持っている。この送り火である万灯籠が風流化し大規模化したのが毎年8月16日に行われる京都五山の送り火である（鶴飼均 2002）。一番古い山頂での送り火の記録は公家船橋秀賢の日記『慶長日件録』の1603（慶長8）年7月16日に記されているものであると言われているが、この行

事がいつから始まったのかは明確な文献がなく、わかっていない。記録がないことから時の権力者の側から始められたのではなく、農民・庶民によって始められた行事であり、また仏教の宗教行事であることから仏教が庶民の間に浸透した室町時代以降であると認識されている（和崎 1999）。

五山の送り火のように集合的な巨大な火によって霊を送るという行為は、各地にある送り盆の日の夜、松明の火を空に投げ上げて、空の彼方の冥界に精霊を送ったという風習が空中に固定されたものであるという見解もなされている（鶴飼 2002）。

現在、京都では妙意ヶ嶽の大文字山に「大」、松ヶ崎の西山に「妙」と同東山に「法」、西賀茂の船山に「船形」、金閣寺近くの大北山に「大」（左大文字）、嵯峨曼荼羅山に「鳥居形」が点火されている。以前には、他にも市原野に「い」、鳴滝に「一」、西山に「竹の先に鈴」、北嵯峨に「蛇」、観音寺に「長刀」などが点火されていた記録がある。これらは巨大な規模で多様な意匠や形状が山中に刻まれていることから、農民や郷民の風流の競合の趣があったのではとも考えられている（鶴飼 2002）。

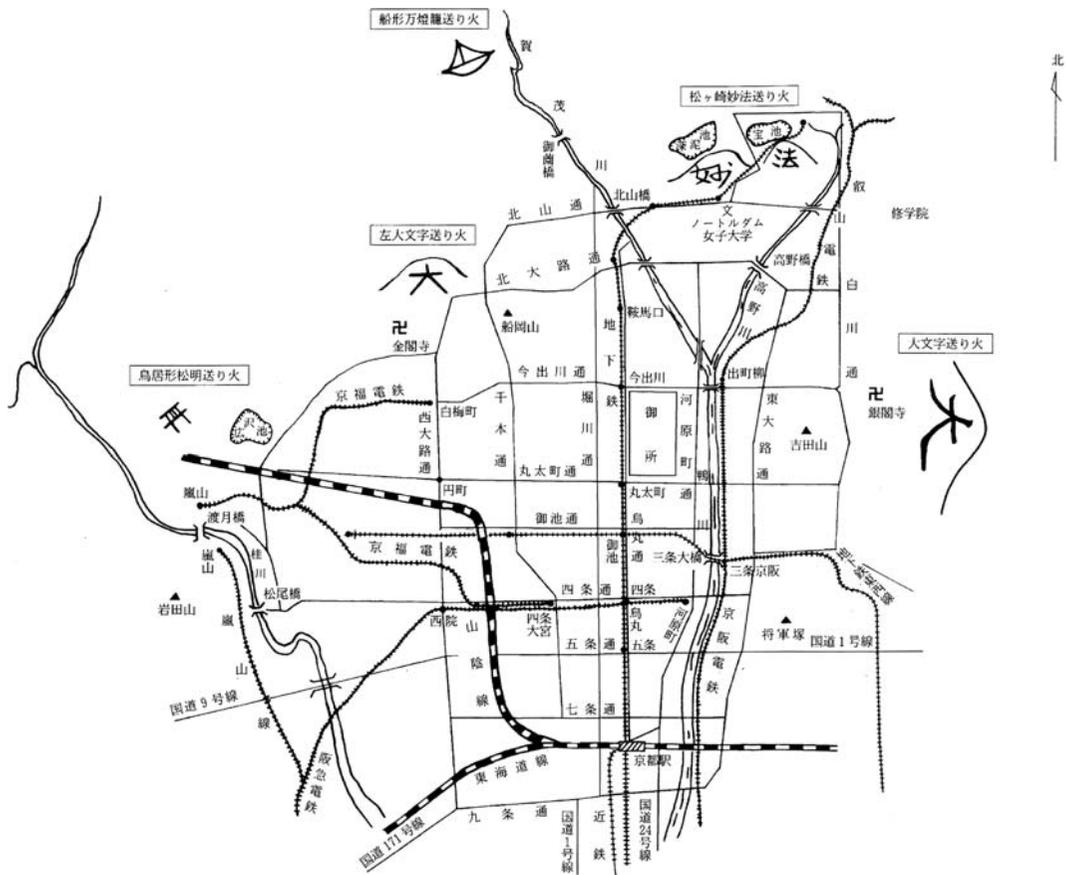


図1 五山送り火の所在図

出所：京都五山送り火連合会（2016）

### 3 左大文字と大文字にみる送り火の継承

#### 3.1 左大文字送り火の行事

##### 3.1.1 左大文字送り火の担い手：左大文字保存会

京都の五山の送り火についての理解を深めるために、この行事を詳細に研究してきた和崎春日の業績を参照して、左大文字送り火を紹介しておく。左大文字送り火は江戸期まで京都近郊の大北山村の人々によって行われてきたが、同村が1889年の市制町村制に伴い近隣6村により衣笠村として合併され、1920（大正9）年に京都市に編入される過程で左大文字保存会が結成され、送り火行事を維持してきた。この地域には近くにある金閣寺（鹿苑寺）の不動明王への信仰が根付いている。

左大文字の送り火の始まりは、1658年ごろから1670か80年代の初めまでであろうと地元では認識されている。現在の火床数は53床であるが元々は43床であり、1964（昭和39）年に上下左右それぞれ2床ずつ増やされた。昔は固い山肌丸太の先をわずかに打ち込んだその先に鉄製の籠をつり下げるといった方法であったが、現在は栗石を積み上げてセメントで固めた火床を使っている（岩田 1990；和崎 1996）。

送り火の行事は保存会役員を中心に年間を通じて準備が行われており、役員会は送り火を運営している五山で構成する「大文字五山保存会連合会」（近年は京都五山送り火連合会と改称）や市行政や市観光協会との連絡調整も重要な役目となっている。

1962（昭和37）年以来、大北山地域の地元家

系の親類でなければ会への入会を許可しないという入会基準が設けられ、新入会員を補充している。保存会は男性のみにより構成され、準会員を経て正会員になれる。中学一年生の13歳で保存会に入会できるようになり、その後15歳までの3年間は準会員として行事を手伝う。

準会員は3年間で修了すると正会員となる。その年、準会員から正会員となった者のうち2名の新正会員が、松明行列の行進前に各家の軒先に設置されたかがり台に盆の精霊の火を灯して回る役割を任される。この各家のかがり台への点火は、見物人の注目を浴びるため、当人にとって晴れ舞台になる。かがり台に点火するたびに、見物人、信仰者から歓声や拍車が起こり、この行為を経験することによって、新正会員は保存会会員に正式になったことの意味と重み、喜びを肌で実感する。正会員になった後は、毎年、先輩の指導の下、送り火行事に携わることによって一人前と承認される。準会員から始まり、それから10年、15年と継続して行事に貢献し、最終的には市長表彰を授かることが理想と考えられている（和崎1987b）。

#### 3.2 送り火行事の実際

##### 3.2.1 保存会の年間スケジュールと当日の流れ

左大文字の送り火行事の年間スケジュールは表1のようになっており、約半年にわたって、行事が取り組まれていることがわかる。

また、送り火の当日の流れは表2のようであり、この行事が綿密に計画され、継承されてきたことがわかる。

表1 左大文字の送り火行事の年間スケジュール

時期	作業内容
3月	左大文字山の下見
4月中旬	割り木の購入
4月中旬	火床・山道整備案作成（市文化財保護課へ申請）
6月～7月	山道補修作業・火床補修作業、樹木伐採や下草刈り
6月下旬	大文字手拭発注
7月中旬	市文化財保護課との連絡会議
7月中旬	大文字五山送り火協賛会との連絡会議
8月上旬	北区消防署・地元消防団との打ち合わせ連絡会議
8月上旬	カルメル会修道院との連絡 <sup>2)</sup>
8月上旬	最終役員会議
8月10日前後の土曜日	最終臨時総会
8月10日前後の日曜日	「灯笼あげ」の儀礼（迎え盆）
8月14日	青竹購入
8月15日	不動講・尼講との連絡、翌日の送り火の準備作業
8月16日	左大文字送り火行事（当日）
8月17日	後かたづけ
8月下旬	あしあらい（小旅行）

出所：和崎春日、1996『大文字の都市人類学的研究』を参照して筆者作成

表2 左大文字の送り火の8月16日当日のスケジュール

時間	作業
早朝	金閣寺境内でテントを張り、護摩木志納の受付
午前中	法恩寺（大北山村の菩提寺で浄土宗西山禅林寺派）の本堂から松明を燃やす親火をもらい、蓮華の形をした鉄製の親火台へ点火
午後	保存会と不動講の人たちが、願い事や先祖たちの戒名が記された松の割り木・護摩木・水塔婆を、それぞれ左大文字山の上に運び上げる。 薪 350 束、護摩木 3000 本ほどを若い会員が中心になって火床へ運び、保存会会員が 53 の火床に大小の薪を井桁に組み上げる。 法音寺に集まって食事を取り、景気付けをする。
夕方	法恩寺の住職から施餓鬼法要を受け、蓮華台（親火台）から手松明に火をともして松明行列をつくる。ともし順番は松明行列の中心となる親火松明が最初で、次に各人の手松明に火がともされる。会員全員が手松明に火をつけ終わると、まず松明を手にした二人の若い会員が、寺の近くの地元の家々の門前に備え付けられた門火台に火をともす。 地元の家々から寺に通じる一連の火の道ができると、家々に帰ってきていた精霊はその火の道を通って寺に集められ、松明行列によって左大文字山上へ導かれる。
19 時時ころ	会員たちは、約 500 メートル西にある左大文字山を目指して親松明を中にして行列をつくり、寺を出発する。行列の中心を進む大松明を持つのは、伝統行事の継承者として左大文字の地元から毎年 2 名の割合で京都市長から表彰された人の役目である。山に登ると大松明だけの灯りを残し、他の松明はいったん全て消される。
20 時 15 分	会員各人は一斉に手松明に火をつけ、持ち場の火床に走って筆順に点火する。
20 時 45 分	鎮火後、火の始末。 再び手松明に火をつけて松明行列で法音寺へもどる。
21 時半ころ	法恩寺で北山尼講による御詠歌法要が行われる。 送り火行事の終了

出所：岩田 1990；和崎 1996

### 3.2.2 送り火行事を支える不動講と尼講

左大文字送り火は、左大文字保存会を中心として担われているが、このほかに旧大北山村出身者に継承されてきた不動講員、尼講員によって成り立っている。不動講は全員が、左大文字保存会で活躍していたOBで構成されている。不動講は、保存会とは別に護摩木志納を募り、それを左大文字山に運び上げるといふかたちで、送り火を支える役割を果たしている。また、送り火の当日に法恩寺で御詠歌法要を行なうかたちで行事に関わる尼講の組織がある。この組織の成員は地元の高齢女性によって構成されている。

左大文字の地元地域の各家族をみると、父は不動講員、母は尼講員、息子は左大文字保存会員という、家族の三構成員による宗教生活上の関係が多くの家系で継承されている。

和崎は、近代社会が老人の地位低下と役割喪失をもたらしているのとは対照的に、左大文字の地元地域では、高齢者が技術の熟練者であり、文化伝統の語り人として人々の尊敬の的となり、この文化集団の価値伝承が果たされていくと述べている（和崎 1987 b）。

## 3.3 大文字の送り火の行事

### 3.3.1 大文字送り火の担い手：大文字保存会

比較のために、東山山麓の如意ヶ岳に灯される大文字の送り火行事について五島成佳の論考を参照して、少し見ておこう（2020）。「大文字」は名前が全国的に有名であるように、京都の送り火の象徴的な山である。大文字山の点火は8月16日の午後8時で、五山の中で最初に火が灯される。点火の掛け声と共に一斉に75個の火床に点火される。これに呼応して、反時計回りに、8時5分には松ヶ崎の妙法、10分には船形万燈籠、15分には左大文字、20分には鳥居型松明の送り火が灯されるのである（図1参照）。

現在、大文字送り火の行事を担っているのは、特定非営利活動法人大文字保存会（以下、「保存会」と略）というNPO法人である。主な活動目的は大文字送り火の運営だが、地元の八神社の信仰祭の運営も町内会とは別にこの保存会が担当している。

保存会のルーツは、京都市成立以前の浄土寺村の住民の子孫とされる。1889（明治22）年の市制町村制により浄土寺村は京都市の一部となり浄土寺町になった。昭和になり人口が増加し町の数も増えたが、浄土寺村にルーツを持つ47軒で送り火を維持していたと言われている。

第二次世界大戦などの戦争で送り火は一時期途切れてしまっていたが、この47軒が戦後の1947年に送り火を再興させ、毎年点火を行っている。現在は旧浄土寺村の一地域である銀閣寺町と銀閣寺前町を中心とした地域に住む42軒が会員として登録され、1999年にNPO法人化されて送り火の活動を行っている。

昭和の中頃までは、銀閣寺町保存会という名称で町内会の役割も果たしていたが、1962（昭和37）年に京都市から送り火のために助成金がおきようになり、経費を明確化する必要があったため、その年に送り火の運営の部分のみが大文字保存会として分離し、現在に至っている。会員の家が分家した場合には追加での登録を認めるが、地域の人口が増加する中でも、それ以外の外部からの新たな会員の登録は認めていない。離脱については各家の判断によるもので、退会を申し出ることによってその家は登録から外されることになっている。

理事会は、送り火を執りおこなう中心的な役割を果たし、立候補と推薦による選挙で選任される。任期は4月始まりの2年で、5～8名が選出される（現在は5名）。選出される際に、理事として年間40日以上活動できることが前提とされ

表3 大文字送り火の年間スケジュール (2019年)

11月ごろ	赤松山の選定 赤松の伐採 (2月まで複数日): 京都森林整備隊
	↓
3月ごろ	薪割り作業 (7月まで8日間程度): 会員・ボランティア
	↓
5月末	護摩木の発注 (約1万5千本)
6月	麦藁の受け取り
7月上旬	護摩木の受け取り
8月上旬	大文字山の整備
8月15日	護摩木の受付
8月16日	送り火の行事
8月17日	片付け

出所: 五島成佳 (2020) (筆者が修正、一部追加)

表4 大文字の送り火行事の16日当日の流れ

時間	作業内容	
	保存会	外部団体
6:00	護摩木受付開始 火床テント設置 各関係者と打ち合わせ	保存会と打ち合わせ (消防、警察、警備) 入山者の規制 (警察、警備) →すべて終わるまで
14:00	集会所前集合 入山証配付 作業の概要説明 登山開始	保存会と同様 (ボランティア)
15:00	火床到着 作業開始 ボランティアへの指示出し	ポリタンクに水を入れる (消防局) 火床についた人から資材配置開始 (ボランティア)
16:30	各火床で組み上げ作業  片付けられるものは片付ける	作業終了 (ボランティア) 終わった人から下山 (ボランティア)
19:20	弘法大師堂にて祈祷 掛け声	消火用ホース引き (消防局) 延焼防止の散水 (消防局)
20:00	一斉点火	
20:30	消火 下山	延焼警戒 (消防) 消火 (消防) 全員下山

出所: 五島成佳 (2020)

ているという。理事に対する謝礼はない。

### 3.3.2 送り火行事の年間スケジュールと当日の流れ

送り火行事の年間スケジュールと当日の流れを以下にまとめてみた。

表3と表4は、2019年に五島によって調査されたものを参照し、筆者が作表したものである。作業内容は左大文字の場合と大きくは変わらないが、行事の担い手として保存会以外に多くのボランティア組織からのサポートを得ていることが大きな違いである。保存会の42軒が行事の中心を担っているが、これ以外に毎年200人を超えるボランティアがかかわっている。具体的には「ボーイスカウト」「左京×学生緑ネット」「京都.com」「京都土の塾」、これ以外に個人の参加もあり、8月16日の準備活動などに大きな力となっている。また、年間を通じて送り火の薪の伐採や運搬、保存会の私有林の整備などを担っている有償ボランティアといえる（一般財団）京都森林整備隊がある。

これらに市行政や消防及び警察なども含めた送り火の担い手を表した五島による図を示しておく

(五島 2020)。

こうした、左大文字や大文字の送り火の行事とその担い手の研究を参照して、以下では本稿の焦点である左京区の松ヶ崎の妙法送り火に焦点をあててみたい。

## 4 京都と松ヶ崎

### 4.1 松ヶ崎村

#### 4.1.1 松ヶ崎村の歴史

松ヶ崎地域は京都盆地の北東端に位置し、現在は京都市左京区に属する（図3参照）。松ヶ崎の地には虎の背山と呼ばれる標高150mほどの山が東西に連なっており、『愛宕郡松ヶ村誌』と『京都の歴史』によれば、その虎の背中からはいくつもの古墳と埴輪を含む副葬品がみつまっている。そのことから、早ければ5世紀中頃、おそくても6世紀の終わり頃には、松ヶ崎に人が入ってきていたと考えられている。「松ヶ崎」という地名は日本後紀に嵯峨天皇が810（弘仁元）年10月27日に松ヶ崎川でみそぎ祓いをしたという記述が最初の年号である。以後都に近い景勝地として、源氏物語や数多くの和歌にも歌われている。

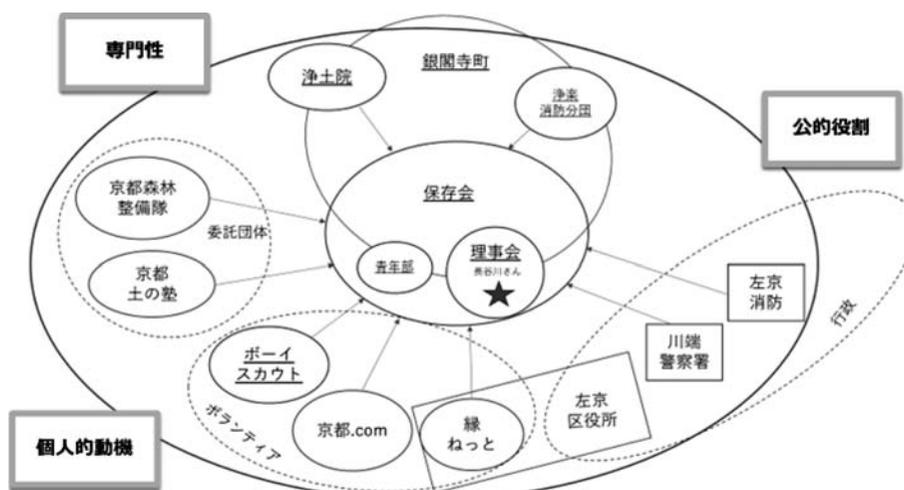


図2 大文字送り火の担い手

出所：五島成佳（2020）

このことから松ヶ崎の地名は平安時代初期には確立していたといえる（松ヶ崎を記録する会 2000 35）。

何時のころからは定かでないが、古くから虎の背山の南麓には東西にのびて集落があった。その松ヶ崎の村は、昔から他村との合併、分離がない独立一村であったといわれている。その根拠となるのが「松ヶ崎百人衆」という言い伝えである。松ヶ崎百人衆とは、桓武天皇の平安遷都の際、奈良平城京の百姓百軒を皇室むけの米作り専用として、松ヶ崎に集団移住させたのが村の始まりという話である。百姓たちは、一人一町の田畑と山一枚とを貸し与えられ、御所へ出す米作りに専念した。そのため、村では一切の分家が許されず、常に百軒の農家が安定して作物を作るということが定めであった。それゆえ、百軒が安定した収入を得ることができたので、村の中に貧富の差がなかった。また皇室関係の保護もあったようである。

江戸時代には、100軒ほどであった松ヶ崎の集落は、大きく東と西の2つの地域に分かれているが、東松ヶ崎は西松ヶ崎から20戸ばかり分出したと伝えられている。東松ヶ崎は東町、西松ヶ崎は堀之町、辻之町、中之町、西之町、川之町の5町に分かれていた。このころの松ヶ崎の地域は山裾に田畑や草地の広がる田園地帯であり、田には米が主作され、裏作に麦または種菜を作っていた。畑は大部分が茶畑であった（松ヶ崎小学校創立百周年記念会編 1973；松ヶ崎を記録する会 2000；中尾 1984）。

#### 4.1.2 村政

松ヶ崎村の人々は1744（寛保4）年に「松ヶ崎村定法」を定め、庄屋・一和尚・役前・中老・宮座・若衆等の村役をおき、座順を決めて村を取り仕切った。また、寺の世話役をする堂講・総代という役もあり、宿老・一和尚と共に彼らを中心として村全体で妙法の送り火の行事がおこなわれて

いた。この村政組織に加われたのは、各家を継ぐ長男のみであった。立正会の前々理事長の話によれば、次男以下は村内で婿養子になるか、村の外に出て京都のまちで商人や職人になるか（京に出る）であったそうであり、日蓮宗の僧侶になることもあったそうである。

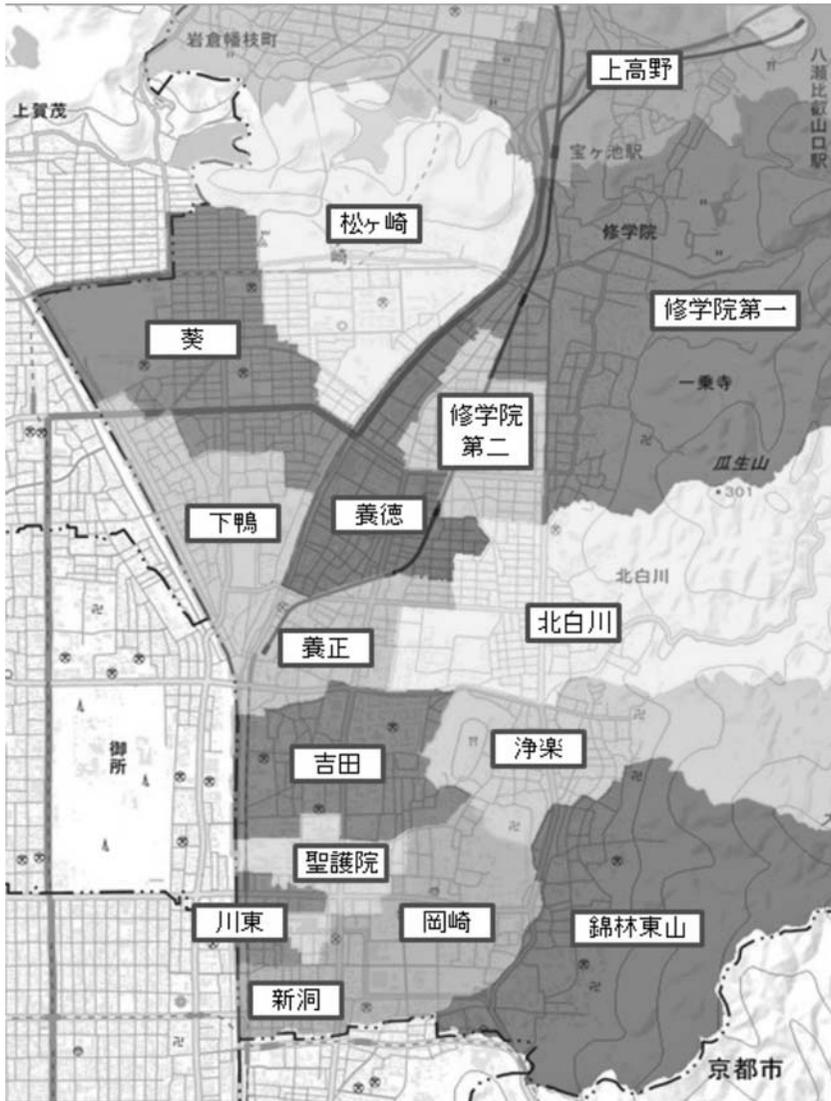
明治になり、庄屋は戸長となり江戸期からの制度は改変されていった。1878（明治11）年の郡区町村編制法により、京都府の管轄地としてこの集落は愛宕郡松ヶ崎村になる。1889（明治22）年の町村制によって松ヶ崎は新たに行政村となり、村長、助役、収入役を村会議員から選出し、村を統治するという体制が、1931（昭和6）年の京都市への編入時まで続いた（松ヶ崎を記録する会 2000）。周辺の村々とともに京都市へ編入されると、京都市左京区松ヶ崎学区となり、1955年頃までは学区の人口は2000人未満、世帯数も800未満と少なかった。それ以降は京都市の郊外住宅地として発展し、1997年に市営地下鉄が開通し松ヶ崎駅が出来てからは、急に人口・世帯共に増加し現在に至っている。

ところで、松ヶ崎村の人々は、京都市に編入されることを見越して、全国的に問題となっていた入会地のように村の共有財産が京都市に召し上げられることへの対策として、1922（大正11）年に伝統行事を守ることを名目として、村の共有財産を松ヶ崎村由来の人々の個人所有に変更し、旧村民だけで任意団体の松ヶ崎立正会を設立した。

1978年には、個人所有としていた「共有財産」の相続問題への対策として、各自が立正会にその財産を寄付することにより、立正会の財団法人化を図った。かつての「村」の「共有財産」の継承を図ったのである。

#### 4.2 現在の松ヶ崎

京都市左京区松ヶ崎地域（（元）学区）は、国



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。  
(承認番号 平28情複 第284号)

この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認が必要です。

図3 現在の松ヶ崎(元)学区の地図

出所：京都市統計ポータルサイトより(20220210)

勢調査によれば、2020年10月1日現在の人口は8,478人、世帯数は4,380世帯で、地域統計要覧によれば、面積2,444平方km、公称町数は59町である。

表5からわかるように、松ヶ崎の地域の人口・

世帯を見てみると、1898(明治31)年には人口625人、戸数103であり、江戸期までの100軒といわれた時から殆ど変わることがなかったようである。これは松ヶ崎定法によって村政がしかれていたからであろう。しかし、1931年の京都市編

表5 松ヶ崎の人口・世帯の動向

西暦	元号	世帯数	人口
1872	M 5	103	544
1898	M 31	103	625
1925	T 14	160	896
1930	S 5	233	1,205
1935	S 10	326	1,677
1941	S 16	477	2,307
1947	S 22	681	2,844
1950	S 25	743	3,000
1955	S 30	805	3,399
1960	S 35	1,334	4,294
1965	S 40	1,881	5,581
1970	S 45	2,714	6,631
1975	S 50	3,268	7,100
1980	S 55	3,733	7,684
1985	S 60	3,645	7,631
1990	H 2	3,357	7,159
1995	H 7	3,585	7,509
2000	H 12	4,023	8,359
2005	H 17	4,149	8,322
2010	H 22	4,166	8,320
2015	H 27	4,270	8,455
2020	R 2	4,380	8,478

出所：国勢調査及び明治期については松ヶ崎を記録する会 2000 より

入直前の昭和初期ごろから少しずつ人口は増加し、1955年以降には人口増加が加速している。

その理由は、①松ヶ崎村が京都市に編入されたことによって、松ヶ崎定法の持つ影響もなくなり、分家が認められ、農業以外の職業を持つ人も増え、出生率も増加したこと、②京都市の都市計画事業に伴い松ヶ崎地域の南部が区画整理により住宅地化し、そこに移り住む人が増えたこと、③北部にある古くからの松ヶ崎村の農家が多かった集落でも、いわゆる「入り人」があったからだと考えられる。また、④以下のような都市的な施設の建設も影響していると思われる。

戦前の1927（昭和2）年には、区画整理がなさ

れていなかった松ヶ崎南中部の土地が買収されて、京都市松ヶ崎浄水場が、1929（昭和5）年には現在の京都市芸繊維大学が、1941（昭和17）年に京都府簡易保険支局が建設された。

また、松ヶ崎の旧集落からは離れているが、戦後、地区の最北部の丘陵地にあった松ヶ崎村のため池である「宝ヶ池」の周辺が京都市宝ヶ池公園として整備され、後に「市立子供の楽園」となる京都市競輪場といった娯楽施設ができた。1966（昭和41）年には宝ヶ池公園の東北端に国立京都国際会館が設立されるなど、公共的施設も建設された。そのような施設の建設に伴い道路の整備も進み、1984年には京都市街地の最北の都市計画道路となる北山通りが貫通し、1997年には地下鉄烏丸線の松ヶ崎駅が開業され、交通網が発達した。さらに2011年には左京区総合庁舎（区役所）が移転してきた。こうして松ヶ崎には都市化、住宅化の波が徐々に押し寄せたのである。

そのため、松ヶ崎村時代にあったとされる農地は今ではほとんどなく、立正会の元理事長によると田畑は江戸時代の10分の1ほどで農家も15戸となっている（松ヶ崎小学校創立百周年記念会編1973；松ヶ崎を記録する会 2000）。

こうして松ヶ崎地域は現代から見ると、南部および中西部の区画整理された住宅地、京都市浄水場、京都芸繊維大学などの公的施設のある中東部、北山通り以北で松ヶ崎街道沿いにならぶ昔からの松ヶ崎の集落、そして北部に広がる妙法などがある西山・東山の山並みとそれに続く丘陵地に、おおよそ区分される。

### 4.3 日蓮宗の信仰

松ヶ崎は天台宗の総本山である延暦寺がある比叡山の西麓に位置するところから、平安時代から延暦寺領であり、天台宗の信仰が強い土地であった。そして村内には叡山三千坊の一つ、歓喜寺が

あった。しかし、鎌倉末期に日蓮宗の西国教化にともない、1306（徳治元）年に日蓮の弟子、日像が松ヶ崎を訪れ、説法を繰り広げたことによって歓喜寺の住職である実眼と村全体が天台宗から日蓮宗に改宗した。その時に歓喜寺は、後に涌泉寺となる妙泉寺と改められ、日蓮宗が厚く信仰されるようになった。その後、一村改宗したことに怒った比叡山の僧侶から1536（天文5）年に弾圧を受け、寺院はもとより全村がことごとく焼き払われている。さらに、1571年に織田信長が比叡山延暦寺を焼き討つ前年に比叡山にいた反織田勢力の浅井、朝倉勢の一部に焼かれたことなど、4回にもわたって焼き払われたことがある。このような災難に対して松ヶ崎の人々は日蓮宗をもって一致団結して生きぬき信仰の情熱を強化させてきたのである（松ヶ崎妙法保存会の資料参照；松ヶ崎を記録する会 2000）。

この長い歴史の中で、全ての村民は日蓮宗の信者であり、題目講の構成員として千部講や妙法の送り火の行事を担う一方で、村の構成員としての納税や水利の管理などの共同役割を果たしてきた。松ヶ崎村は明治に入っても一村としてままとっており、1889（明治22）年の市制町村制でも人口規模がかなりあったとこともあって村政を維持していた。しかし、この題目講は京都市に合併される少し前、1922（大正11）年に松ヶ崎立正会として再組織されている。これは、先に述べたように松ヶ崎村が1931（昭和6）年に周辺の村々と共に京都市（左京区）へ編入されることに対応すること、大都市である京都市の郊外となりはじめることにより、市内や他地域からの人々が徐々に松ヶ崎に来住し、日蓮宗の信者以外の人々が地域に住み始めたことに対応していると考えられる。

## 5 松ヶ崎の盆行事：送り火と盆踊り

### 5.1 妙法の送り火行事

#### 5.1.1 送り火行事

8月16日の20時過ぎには毎年、妙法の送り火が行われる。松ヶ崎西山の麓にある涌泉寺伝によると、この寺が鎌倉時代末の1306年に日蓮の孫弟子である日像上人の教化によって一村が天台宗から日蓮宗に改宗した際、日像が自ら杖を引いて西山に「南無妙法蓮華経」の「妙」の字を書き、その後、村人が字に沿って木を伐採し、杭をうって松明をくくりつけて燃やしたのが松ヶ崎の送り火の始まりといわれている。また1700年代に隣村の下鴨村の大妙寺（妙泉寺の末寺）の日良上人が西山の東にある東山に「法」の字を書いて、「妙」と同じようにして松明が燃やされたといわれている（松ヶ崎を記録する会 2000；和崎1987）。なお、「妙」の字は草書体で、「法」の字は楷書体であり、作られた時代が異なることを物語っている。

松ヶ崎の妙法の送り火は、後述する松ヶ崎立正会の会員により先祖供養のため行われてきた。「妙」と「法」の送りの火の床は、松ヶ崎の集落の北側の山肌に900メートルほど離れて位置している。図4にみるように、送り火は「妙」の字は旧堀之町、旧中之町、旧辻之町、旧川之町、旧西之町（現在地図上の堀町、中町、西町である）のおよそ西松ヶ崎の会員と準会員によって分担されており、これらの会員は涌泉寺の檀家である。また「法」の字を分担するのは東松ヶ崎の東町の会員・準会員であり、これらの人々は妙圓寺の檀家である。

「妙」は103基の火床、法は63基の火床から成る。「妙」に関しては図5のように5町の会員51軒と準会員2軒によって焚かれている。火床の担当場所は各町で定めており、さらに各町内の火床

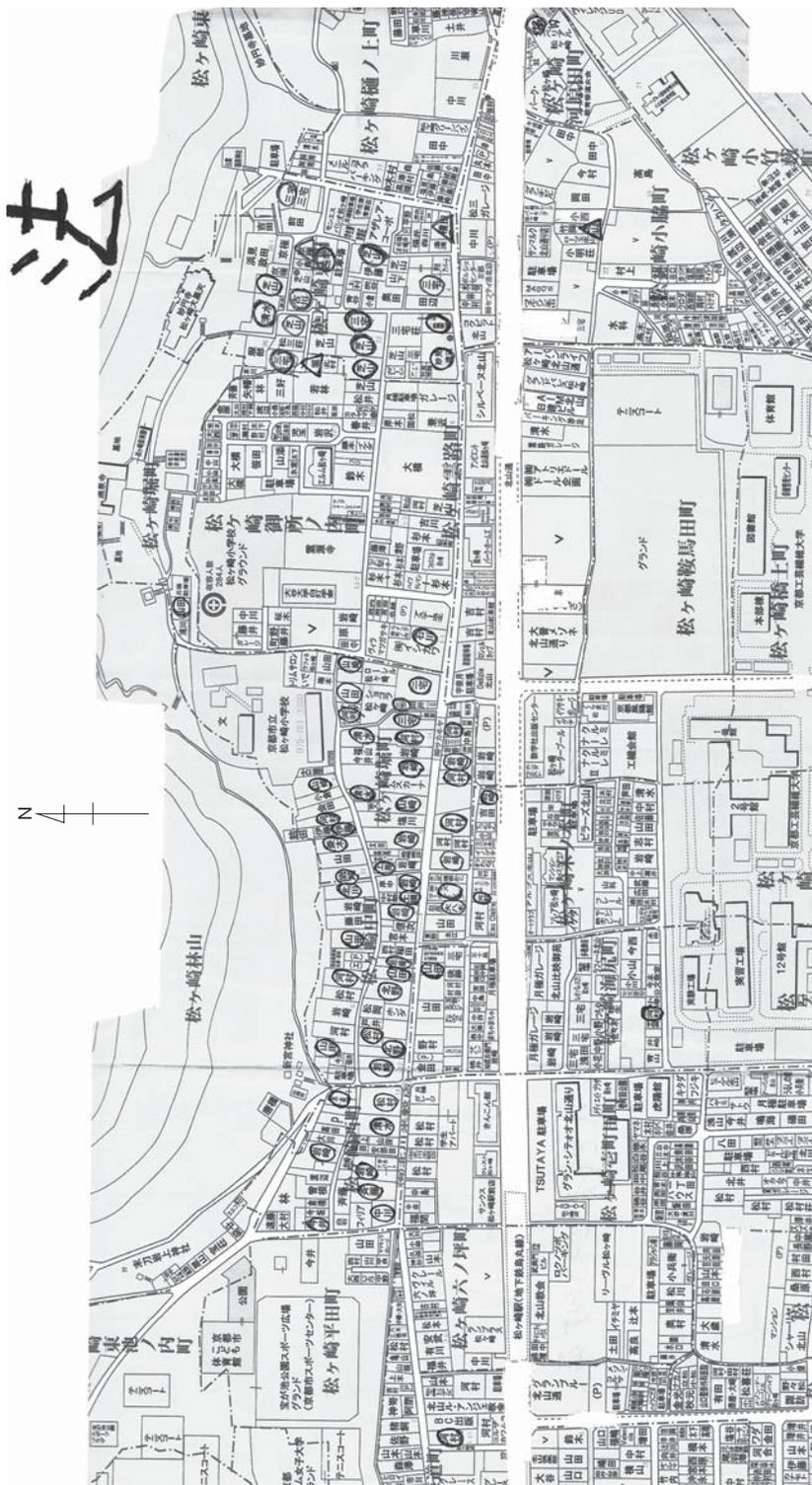


図4 松ヶ崎の送り火を担う家の場所

出所：松ヶ崎立正会提供

(注) 西松ヶ崎の1軒だけが地図よりかなり南に位置するので、はぶいてある。

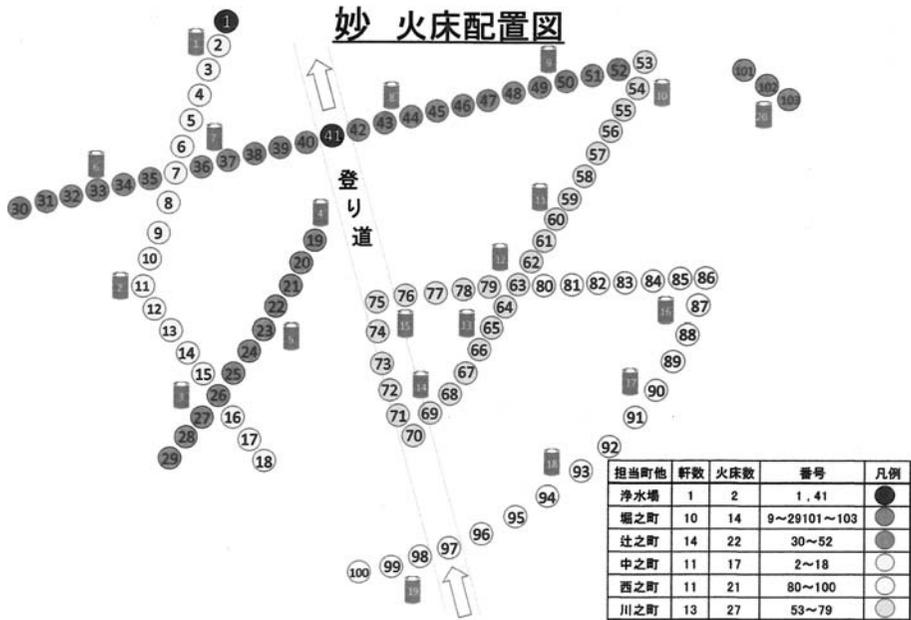


図5 西松ヶ崎「妙」町別火床分担図

出所：松ヶ崎立正会提供



図6 東松ヶ崎「法」の火床分担図

出所：松ヶ崎立正会提供

が立正会各会員の家に任される。そして、町ごとに分かれた担当箇所（字画）内で毎年火床の場所が移動する。それぞれ会員とその家族・親族、縁者によって点火される<sup>3)</sup>。「法」の送り火は、会員 16 軒と準会員 4 軒の合計 20 軒とその親族、縁者で行っている。また「法」を点火する東松ヶ崎の東町では、図 6 のように火床の担当場所は家ごとの分担が固定されている。火床と火床の間隔は 3~4 m 離れており、一気にすべての火床に火をつけるために一軒から複数名の参加者が必要である。実際に火をつける人に性別は問われていない。これは妙法では昔から送り火の作業において男女の区別がなく、日蓮さんが男女差別をしなかったからだと考えられている。また、会員の同居家族だけでなく松ヶ崎に住んでいない他出家族や親族、少数であるが各会員の知り合いの学生や外国人（会員の家に下宿していたことがあるなど）などの縁者も点火作業に参加できることになっている。（岩田 1990；和崎 1996；松ヶ崎を記録する 2000）。

送り火の世話係として西松ヶ崎の各町には「宿老」が、東松ヶ崎の東町には「一和尚」が現在も存在し、交替制で送り火の世話係をしている。送り火の行事の従事者の会員数に応じて、立正会から町ごとに謝金が渡される。なお、バブル期に多く見物人が山に押しかけ、危険を伴ったので、各家に半纏と手ぬぐいが 4 枚ずつ配られ、これを付けることを目印に入山の制限がされている。

使用している燃料は松割木 332 束、今は妙法ともにステンレス鋼製の受皿火床の上に松割木を井桁に積んで燃やす（京都五山送り火連合会 2019）。松割木を井桁に組む時に、松割木の間には段違いに新聞紙や燃えやすいものを挟み、その新聞紙に点火直前に灯油をしみこませ、着火マンやマッチ、ライターなどで火をつける。そのため、着火剤のようなものは使わない。燃え方は気

象状況に非常に影響を受けるので難しい。どんな雨でも送り火は点火される。送り火を燃やす方法は、昔は山の斜面に杭を打ち、その上に松明を結んで点火していたが、後に山の斜面に穴を掘り石を置いて、火床として用いるようになった。1970 年には鉄製の受皿火床を設置した。また、2012・2013 年に高さ 0.5~1.5 m、太さ約 5 センチの柱の上に 80 センチ四方のステンレス鋼製の受皿火床を設置し、そこで燃やすようになった（中尾 1984；岩田 1990；和崎 1996；松ヶ崎を記録する会 2000）。

また送り火行事を安全に遂行するために、2010 年に両山には火床と火床の間にドラム缶を設置し、このドラム缶の中に雨水をため、飛び火など危険な場合に備えている。これによって、消火用の水をポリタンクに持参して山に登る家もあるが、高齢で持参することが困難な人々も今は、消火用の水として使うことができる。また防火対策として左京消防署の方が送り火行事に協力しており、「妙」の場合は山頂に京都市松ヶ崎浄水場の貯水場があり、そこまで別の山から道が続いているので、そこに左京消防署の消防車が待機する。行事前の 18 時ごろに消防署員が頂上からホースを用いて文字面全体に散水し、ドラム缶にも水を補充する。東山の「法」の方では火床から約 50 m 下にある妙圓寺の参道付近に消防車が待機している。東山ではドラム缶以外に防火水槽も文字の真ん中あたりに設置しているが、同じく 18 時ごろに、消防署員が山の下からホースを伸ばして送水し、散水している。また、「妙」「法」とも、点火時の防火のために水袋を背負った松ヶ崎などの消防分団員が各所に配置され、火床の下の草などに火が落ちて、類焼しないように常に気を配っている。

## 5.2 現在の送り火

### 5.2.1 送り火行事の年間スケジュール

手元にある各年度のスケジュール資料のうち2017（平成24）年度の立正会の案内をもとに紹介しておこう。

2017年6・7月	妙法火床の山道整備、遮蔽木伐採。法の火床の塗装、法の宇山の雑木下刈り、
7月29日	松の割り木、ビニールシートなどの各会員への配布
8月15日	火床準備、火床周辺整備など
8月16日	火床準備、火床点火
8月19日	送り火行事反省会
12月	2018（平成30）年度送り火の松割り木の調達手配
2018年1・2月	両山の山の点検を行い、整備見積もりを業者に依頼、次年度の補助金を申請。

以上のように年間にわたって準備がなされている。なお、元理事長さんのお話では、大正年間ごろまでは、点火燃料は柴や採種穀など簡単に手に入るものでおこなっていた。戦後も2月に妙法の山の下草を刈り、冬には山にある松の木を切って薪にしていた。また15年ほど前までは7月末（8月に一番近い日曜日）に下草を刈っていたが、会員たちが高齢層となり、自分達で行うことが困難となったので10年ほど前から全部業者に頼んでいる。また松割木に関しても自分たちで調達することが困難になったので、業者をお願いしている。そのため、各町に存在する宿老または一和尚の家に7月末に業者より束ねられた松割木が届けられ、各家で自分が属する町の宿老か一和尚の家に松割木を取りに行くようになっている。それらを各家で8月16日の午前中までに山に運び上げ、火床に井桁に組み、雨の対策もあって大きなビニールでその松割木を覆うようにしている（写真1参照）。

### 5.2.2 送り火当日の流れ

点火日の16日の午前中までに各会員単位で松割木をそれぞれの持場に持って上がり、火床に松割木を組んで点火準備を終える。当日14時頃、松ヶ崎西山（万灯笼山）にある103の火床には、すでに松割木が井桁に組まれ、雨と放水の水を避けるためのビニールで覆われていた。このビニールは点火直前までかけられている。19時頃には立正会員の男性が入山者のチェックをするために山の麓の入り口に待機し、また山の中腹には妙法の同時点火を行うためにかんぼ生命京都事務センターの屋上に陣取る理事長からおくられる点火合図を見るための双眼鏡を持った役員が配置される。その場に京都市文化市民局文化財保護課の職員1名も待機していた。

19時20分ころから飛び火を消す箒や水、軍手、火ばさみ、杖、懐中電灯などをもって、会員やその家族など人々が自宅から山に登ってくる。性別では男性7、女性が3ぐらいで、10代半ばから40代の若い男性が多く点火作業に参加している。およそ会員の家族、親族から2～3人は点火作業に参加しているため、103基の火床から成る「妙」の送り火を実施するのに、250人ほどが山に登って作業にかかわっているように見えた。雨でなければ、その時にビニールは取り外される。19時50分に送り火における諸注意が立正会の役員によってハンドマイクで伝えられた。内容は、点火準備を5分前に合図すること、点火3分前の合図で灯油をかけること、点火は20時05分であること、カメラのフラッシュは、たかないことであった。

19時50分頃になると「南無妙法蓮華経」と唱え、団扇太鼓をたたきながら涌泉寺の住職と寺の檀家役員である立正会の会員数名が山道を登ってこられた。そして20時3分に「灯油をかけて下さい」の合図で火床の松割木に各家から持参した

灯油をかける。20時05分の「点火」の合図と共に「妙」・「法」は一気に点火され、住職は再び「南無妙法蓮華經」と唱えながら太鼓を叩きはじめる。その後消火されるまで読経は続いた。「法」も同様であるが、住職の読経は山の麓の妙圓寺でなされる。

20時35分過ぎにハンドマイクで「消火」の合図があると、会員たちは持ち場の火床に水をかけ、20時40分には完全に消火された。そして、人々はきちんと消火したことを確認すると、燃え残った焼け跡はそのままにしてすぐに下山し、涌泉寺での題目踊り・さし踊りに出かける。

また「法」においても「妙」と同じように点火

から消火まで各家が火床の責任を負う。「法」では会員の家族が親類、縁者などで、3つ程度の火床を担当とすることになり、3~4人が必要となり、全体で100人ほどが参加しているようであった。また東松ヶ崎の東町では一和尚の他に一和尚の補佐役の「二和尚」がおり、役柄は毎年ローテーションするが、火床の場所の担当は家ごとに固定されている。

なお、近年は焼け残った消し炭を大切にバケツなどに入れて持ち帰る習慣が生れている。この炭で、ご飯を炊くと一年間無病息災になるという。筆者にも少し分けていただいた。

### 5.3 題目踊り・さし踊り

#### 5.3.1 題目踊り・さし踊りの概要

松ヶ崎での盆行事は、8月16日の妙法の送り火と15、16日の両日におこなわれる題目踊りとさし踊りからなる。立正会の役員の方から聞いたところでは、松ヶ崎の盆行事の中で、その行事の運営、維持に力があるのは、送り火よりも、題目踊り・さし踊りの行事である。8月15日、16日両日の夜に涌泉寺の境内で行なわれるのであるが、その準備にかなりのエネルギーが必要である。

題目踊りは「南無妙法蓮華經」の題目に節をつけた音頭に合わせて踊る盆踊りで、宗教性が強く、日蓮宗に帰依したことの誓いのようなものである。この踊りは、1306年旧暦の7月16日に一村が日蓮宗に改宗し、後に涌泉寺となる歓喜寺の住職、実眼によって始められたとされている。実眼は松ヶ崎村の人が旧宗の数珠やお経を処分し、「南無妙法蓮華經」と手を合わせて拝んでいる姿を見て喜びのあまりに飛び跳ねまわり、自ら太鼓を打ちながら「南無妙法蓮華經」と唱え、そこにいた村人たちみなも声を合わせてはね踊ったことから始まったと伝えられている。



写真1 点火前の火床のようす  
(2019年8月16日 筆者撮影)



写真2 「妙」の字の送り火の様子(和尚さん読経)  
(2019年8月16日 筆者撮影)

### 5.3.2 練習のスケジュール

音頭や踊り方をきちんと未来に残すため、後継者を育てようと子ども達への太鼓の練習会やさし踊りの練習会が約20年前からおこなわれている。特に踊りは、松ヶ崎に住む成人女性が中心となり、踊りの型の保存に努めている。事例として2019年度の練習を紹介しておこう。題目踊り・さし踊りの行事遂行にあたって、理事長及び立正会の常任理事3名が指揮をとり、下記のスケジュールで練習会がおこなわれた。なお、2020年以降は新型コロナウイルス感染症への対応のために行われていない。

#### I. 松ヶ崎立正会館での練習（各日19時30分から21時前まで）

##### 1) さし踊り

①音頭の練習会 7月1日、7日、14日の3日（各10人程度の男性が参加）

②踊りの練習会 7月11日、19日、25日の3日（各20人程度の参加で主に女性）25日は三幅前垂れ、たすき等の付け方の確認を含む

##### 2) 題目踊り

①太鼓の練習会 7月8日、22日（小学校高学年から中学生を含め約10人の男性が参加）

②音頭+太鼓の練習会 8月2日、4日（太鼓の小中学生を含む15人程度の男女参加）

#### II. 松ヶ崎地区民を対象とした「さし踊り」の講習会（松ヶ崎小学校講堂）

7月15日14時～16時

対象：小学生、中学生、地域住民、保存会会員

7月19日19時から 「さし踊り」の講習会（松ヶ崎小学校ランチルーム）、女性会員も含む

#### III. 涌泉寺本堂での練習 8月5日19時から総合練習

対象：全会員

題目踊り、さしおどり、音頭、太鼓角帯の結び方、踊り手拭いのたたみ方などの確認も行う

### 5.3.3 題目踊りの練習風景

#### ①音頭

題目音頭は「法法」、「蓮華経」、「七編返し」、「歎蛇」がある。題目踊りの音頭は男性と女性でわかれて向かい合い、かけあう。男性は扇子を持ち、女性は団扇を持って拍子をとっている人が多い。また扇子、団扇の裏に音頭が書いてあるようで、間違えずに音頭を歌う工夫がなされている。音頭を歌うのは保存会会員の年齢が高い、経験者の方ばかりである。人数は決まっていないが男女それぞれに12、3人が実際にうたわれる。音頭の言葉、音程はきちんと覚えられており、非常に大きな声で歌われる。

練習会は太鼓打ちの人と合同でおこなわれ、音頭に太鼓が合わせて節をつける練習であった。その他、題目踊りの踊り方が細かく確認された。

さし踊りの音頭は、「東土産」、「事始め」と



写真3 音頭の練習の様子（立正会館）  
（2011年7月 筆者撮影）

「踊りづくし」など京都市の北部地域に残っている6種類があり、紙に歌は書いてあるが、節は長老の歌を聞いて耳で覚える。これも録音がなされ、音符に残すことが始められているが、かなり難しいということである。何度も繰り返し歌い覚えている。

## ②太鼓

題目音頭の節付けに太鼓が打たれる。太鼓の叩き手はすべて男性で、会員である大人の男性3、4人と、会員の子どもの小学生や中学生3、4人が毎年叩く。題目音頭は「法法」、「蓮華経」、「七編返し」、「歎蛇」がある。太鼓練習では「法法」と「蓮華経」のセットをテープに合わせて打つ練習がおこなわれた。太鼓は両面を使い、たたく棒1本を基本右手に持ち、左手は腰にあてる。手足を動かして打ち、強弱も付ける。基本的に耳で聞き、目で見て覚えるが、数名の初心者が経験者から個人指導を受ける。使用する太鼓は4張で、小2張（直径50センチ、幅70センチくらい）、中1張、大1張である。本番では涌泉寺にある大きな太鼓1張も使用される。背丈や経験歴の長さに関係なく、どの太鼓をどの場所でたたくかといった決まりはない。太鼓を叩くのは、7、8人の有志がたたき、先輩から見様見真似で教えて



写真4 総合演習の様子（涌泉寺）  
（2011年8月 筆者撮影）

もらう。かつては高校生や大学生も練習していたが、進学やクラブ活動などの理由から、参加は少なくなっている。

## ③踊り

踊りの練習は、ベテランの女性が音頭に合わせて踊っている様子を撮影したビデオを手本にして、2重の円になって踊る。初参加の若い女性2名は、ビデオの踊りを見よう見真似で踊ったり、周りの経験者を参考に踊り方を覚えようとしていた。また、高齢の経験者が付き添って教えておられた。多くは経験者ばかりで、ビデオの音に合わせて、女性も男性の役員も一緒になって練習が進められる。踊り方は、題目踊りは単純なしぐさであり、4曲とも同じ動作である。

さし踊りは、手や足がのびやかで動作が速く6曲とも、同じ一連の動作の繰り返しであるが、筆者も何度か挑戦しようとしたが、踊るのは難しい。さし踊りは京都の洛北一帯に一般的に見られる盆踊りで、宗教信仰に関係なく誰でも踊ることができる。この音頭がいつから始められたかは、はっきりわかっていないが、以前は題目踊りがすんだ後、松ヶ崎地域の新住民の参加もあり、夜通し踊られていたこともあるそうである。

練習会では女性の衣装の着かたの確認もおこなわれた。この時は、男性は口出しせず、女性たちがいくつかの輪になって相談をし、経験者を中心に着かたや衣装のたたみ方を確認されていた。衣装の三幅前垂れは、今ではほとんど見ないが、50年前までは松ヶ崎や近隣の上賀茂の農家で日常的に身につけられていたものである。また、その頃は、冠婚葬祭の時にも身につけられ、三幅前垂れの結ぶ部分を様々な着物や木綿生地で作作りし、お洒落をしていたようである。そうして、日常生活と正装の場合とで使い分けていた。さし踊りの際には、結ぶ部分を白色でそろえ、基本的に結びやすいよう左右で長さをかえてつくられる。前垂

れ部分は、夏は麻など風通りがよい生地で作られるが、冬用は厚手の生地で作られる。基本的に紺色の生地に白模様が映える緋の染め方がなされているもので、昔は近隣の修学院や一乗寺にあった専門の呉服屋が扱っていたが、現在は元理事長が以前に買っておいた分だけでしか残っていないとのことであった。切れ目の部分にはアクセントとなる縫い目と装飾がなされ、その部分もお洒落として楽しまれている。練習会に娘さんと参加されていたある女性の方は、三幅前垂れを姑から譲り受け、それを娘さんに譲っていた。

もう一つの衣装である赤たすきは、皆同じものを身につける。両端に白のフリンジがついてお



写真5 さし踊りの練習の様子(立正会館)  
(2011年7月 筆者撮影)



写真6 三幅前垂れとたすきを付ける練習(立正会館)  
(2011年8月 筆者撮影)

り、右肩に結び目がくるように結ぶと衣装が完成する。かつては、その上に手ぬぐいかぶり、紺地の着物に様々な色や模様の帯締めをして、腰には三幅前垂れを身につけた。足元は白足袋に黒の塗り下駄を履いて踊っていた(中尾 1984; 岩田 1990; 松ヶ崎を記録する会 2000)。

#### ④合同練習

本番である8月15・16日の1週間ほど前に題目音頭、さし音頭、踊り、太鼓踊りの合同練習が松ヶ崎涌泉寺の本堂で行われる。この練習の参加者は、歌手の男性・女性が約15人ずつ、太鼓叩きは男性が10人(うち小中生5人)、踊り手は約60人(女性・男性半数くらいで、うち小さな子供が10人くらい)であり、どの練習会よりも沢山の人が参加していた。しかし、20歳代の方はほとんどいなかった。練習は題目踊りからはじまり、「法法」・「蓮華経」の音頭に合わせて太鼓、踊りの練習がなされ、「七編返し」・「歎陀」の音頭に合わせて踊りの練習がおこなわれた。その後、「法法」から「蓮華経」に変わるときのターンするための踊り方について、2度ほど練習があった。中休みの後は、太鼓は片付けられ、さし踊りの練習のため、音頭「事始め」に合わせて拍子木が打たれ、踊りの練習がなされた。

#### 5.4 8月15日、16日の行事：施餓鬼法要と題目踊り・さし踊り

8月15日の正午には、西松ヶ崎の立正会の会員は涌泉寺に、東松ヶ崎の会員は妙圓寺に集まり、住職から施餓鬼法要を受ける。これが終わった後には、卒塔婆を受け取って、各家のお墓参りを行う。

そして15日は19時30分頃から涌泉寺に人が集まり始める。お堂の前の境内に提灯やマイク、照明などの準備が会員たちによってなされていた。20時からは本堂で住職による読経がなされ、



写真7 施餓鬼の様子(涌泉寺)  
(2011年8月15日 筆者撮影)

20時15分から20時40分ころまで本堂前で題目踊りが行なわれた。会員たちは、本番の踊りでは白地に「妙法」と紺色で染め抜かれた浴衣を着て踊る。さらに女性はその浴衣の上に三幅前垂れと赤たすきを身につけていた。



写真8 題目踊りのようす  
(2018年8月15日 筆者撮影)

題目踊りは、太鼓5張り(叩き手は10人)を境内の広場の真ん中に置き、男性10数人がその東側、女性の10数人が西側に向かい合って立ち、音頭を掛け合いで歌う。そしてその周囲に円陣をつくって約30分踊る。踊り手は70名ほどで、小さな子ども達も踊っていた。踊り手の女性は両手で扇子を持って踊るため前かがみになるが、男性

は片手で扇子を持って踊っていた。町の宿老の当番になった会員男性は提灯を持って踊る。

続いて、20時50分ころからさし踊りが始まった。さし踊りが始まる前に5張の太鼓は端に片付けられ、木で作られた低い櫓が境内の広場の中心に設置され、そのやぐらの中で立正会員の男性が音頭をとる。この日の音頭は「事始め」と「踊りづくし」の途中からの2曲であった。さし踊りになると、一般の人参加できるので、踊り手は100名ほどに増え、寺の広場いっぱいを使って二重の円になって踊られた。男女で内側、外側といった決まりはないようであるが、主に役員が内側で踊っていた。全体的に高校生や大学生は少なかったが、小学生や中学生、その子ども達の父母は多く参加しており、見物人が60名ほどいた。さし踊りの手は流れるような滑らかな動きであり、足も動かすので難しいが、女性の踊りにはしなやかさがある。行事は21時10分頃に終了し、その間、住職はお堂の中からずっと行事を見守っておられた。

16日は、送り火の終了後に、涌泉寺で21時から22時10分ころまでの間、題目踊りとさし踊りが行なわれた。事前に提灯やマイクなどの準備がなされていた。21時から21時30分の間、本堂前の広場で題目踊りがあった。この日の題目踊りは、太鼓3張りを境内の広場の真ん中に置き、15日と同じように男性10数人が東側、女性の10数人が西側に向かい合って立ち、音頭を掛け合いで歌っていた。題目踊りの踊り手は80名ほどで、若い人、小さな子ども達も踊っていた。

その後、休憩(お茶などの飲み物が配られた)を挟んで、21時40分からさし踊りが踊られた。さし踊りの音頭は「東土産」であった。さし踊りは15日と同様のやぐらが境内の広場の中心に持ってこられた。そのやぐらの中で立正会員の男性の方が音頭を歌っていた。さし踊りになると踊り

手は100名ほどになり、二重になって踊られていた。20歳代の人も増え、その他見物人は90名くらいになり、外国人もいた。全体的に高校生や大学生、20歳代の人が15日より多く、長老の話によると送り火に手伝いに来た人も参加しているからとのことであった。この日は五山の送り火を見た人々の一部もこの踊りを見物に来るので、全体の参加者は150～200名くらいにもなり、マスコミの取材があることもある。行事は22時10分に終了し、拍手で締めくくられた。このように、松ヶ崎の盆行事は多大の労力が払われて、ほぼ立正会の会員とその家族、親族、その縁者によって担われている。それを支えているのはどんなエートスなのであろうと筆者は思うことしきりである。



写真9 さし踊りのようす  
(2018年8月16日 筆者撮影)

## 6 松ヶ崎立正会

### 6.1 立正会の成立について

松ヶ崎の妙法の送り火を中心とした盆行事は、これまで見てきたように松ヶ崎立正会の会員とその家族、親族、縁者によって戦事中の一時期を除いて続けられ、継承されてきた。ここではそれを担ってきた立正会について検討してみる。立正会は、昭和6年(1931年)に松ヶ崎の地が京都市

に編入されて村政が廃止されることにより、村の共有財産が京都市のものになることへの対策として大正11年(1922年)に松ヶ崎住民約100軒の、日蓮宗を奉じる家々により組織され、妙法の送り火や題目踊りの盆行事を引き継いできた。

最初は任意団体として設立されたが、1980(昭和55)年に活動拠点の立正会館が西松ヶ崎の中心地に建設された。その間、松ヶ崎地区の祖先が残した信仰心と郷土愛の精神に基づき、松ヶ崎妙法送り火、松ヶ崎題目踊り、松ヶ崎さし踊り等の伝統文化を保存継承してきた。しかし、戦後の社会の変化により、伝統文化の保存継承及び用具類の保存、後継者の育成が困難になったことと、多数所在している伝統文化を支えてきた地域の歴史を語る古文書や民具農具等の民俗文化財が散逸、消失の危機にさらされるようになったことや、今後も地域の伝統文化等を守り発展させるために、存立基盤を確固たるものにしようということで、1978(昭和53)年5月に民法に基づく財団法人松ヶ崎立正会となった。また、元理事長のお話によると各個人に分割していた「村」の「共有財産」の相続問題への対応も意図されていたようである。

その設立趣意書には「施設設備の完備した会館を建設し、伝統文化の保存継承、古文書及び民俗文化財の保存展示に役立て、郷土文化の発展に寄与するとともに、地域の自治活動及び社会福祉の増進にも貢献しようとするもの」(松ヶ崎を記録する会 2000)と記されている。また、それらの目的を達成するために以下の事業を行なうと明記されている。

- (一) 松ヶ崎妙法送り火行事の保存伝承に関すること。
- (二) 松ヶ崎題目踊りの保存伝承に関すること。
- (三) 松ヶ崎さし踊りの保存伝承に関すること。

- (四) 松ヶ崎に伝わる古文書、民具、農具等の保存及び活用に関すること。
- (五) 松ヶ崎立正会館の管理運営に関すること。
- (六) その他目的を達成する為に必要な事業に関すること。

出所：松ヶ崎を記録する会（2000）『松ヶ崎』から抜粋

現在の妙法の送り火や題目踊り・さし踊りの盆行事は年間を通じて松ヶ崎立正会が取り仕切り、彼らこそが行事の継承者なのである。

### 6.1.2 公益財団法人への移行

2005年頃から政府は財団法人や任意団体などの組織を、法律を整備して一般法人と公益法人に再組織し、組織体制や財産、運営を明確化しようという動きを見せた。これに対応して、立正会も検討を重ね、京都府に認定申請し2013年10月に公益財団法人に移行した。その定款を見ると、事業の目的としては、基本的に変化はないが、様々な組織体制が強化されていることがわかる。また、行政からの補助金の取りの扱いも明確化され、公開されるようになった。

### 6.2 組織と会員

立正会の会員数は2021（令和3）年現在では、67軒である。家の代表ということで家長の男性の数で数えられている。男性がいない家では女性が会員となっている場合がある。また、会員は各家族で世襲的に受け継がれるものである。立正会の組織は、会員67名のうち理事長（会長）1名、常任理事3名、理事8名、監事2名の役員と評議員6名で構成され、評議員1名を除き、男性が務めている。各役員が務めている町名は旧町名で記すと、現在の理事長は辻之町、常任理事は西之町、東町、中之町から各1名、理事は6町から1名ずつ、監事は東町、辻之町からの各1名である。役員の選出は、まず理事は各町単位で2名が

推薦され、評議員会で選任される。その後、理事会で理事長及び常任理事が理事の中から選定される。監事については、理事会で推薦し評議員会で選任される。理事長及び常任理事は、時間に余裕がないと難しいため、現役でなく定年退職者が務めることが殆どである。また、役員の任期は、理事は2年、評議員は4年で再任は妨げないと決められている。なお、2000年現在の会員数は、記録によると74名であったので、この20年ほどで漸減していることがわかる（松ヶ崎を記録する会2000）。

公開された公益財団法人の財政を少し見ておこう。

表6 立正会の財政（2017年度予算）  
（単位：円）

経常収益	
基本財産収益	1,044,500
受け取り補助金	5,460,000
雑収益	367,000
経常収益計	6,871,500
経常費用	
修繕費	1,700,000
諸謝金	3,500,000
減価償却費	1,670,000
会議費	880,000
その他	950,478
事業費計	8,700,478
管理費	699,942
経常増減額	△2,528,920
正味財産期末残高	154,384,624

出所：2017年度予算書より

収入は補助金5,460,000円が主で6,871,500円、支出は修繕費、諸謝金などの経常費用が8,700,478円、管理費が約70万円である。この年の正味の増減額は約250万円の赤字である。な

お、正味の財産の残高は1億5千万円程度である。公益財団法人としては良好な財政を持っているといえるであろう。また、基本財産としては、立正会館（土地：114.5 m<sup>2</sup>、建物：137 m<sup>2</sup>）、妙法の山、その他の近隣の山林（13,497 m<sup>2</sup>）及び国債等の金融資産を保有している。

### 6.3 組織の継承について

2020年現在の国勢調査による松ヶ崎（元）学区の人口は8,478人、世帯数は4,380であり、右肩上がりが増加している。一方で、立正会の会員は67軒（家）で松ヶ崎学区世帯数の約1.5%であり、先に見たようにその会員数は徐々に減少している。高度経済成長以降、京都市北部の郊外住宅地になっていくことにより、農業で生計を立てるのではなく、都市で会社勤めをするために学歴の向上が企図された。特に戦後になってからは、京都大学をはじめ市内外の大学に進学する人が増え、都市的な職業に就くというライフコースができた。

元理事長の話によると、現在の会員は理事長をはじめほとんどが松ヶ崎出身者であるが、若いころは都市に働きに出て生活をし、定年になって親が住む松ヶ崎に帰って来たという人が多いそうである。そのため構成人員は高齢層となっている。また、松ヶ崎出身の女性の家に婿養子としてきた男性もいる。たとえば数代前の理事長もその一人であり、自身は1955（昭和30）年頃に京都府下の禅宗信仰の村から松ヶ崎生まれの奥様の家に婿入りし、先代の理事長の後を継いで会長を12、3年務められたそうである。婿入りしたころは、立正会に呼ばれて音頭や踊りなどの練習に参加したが、仕事の関係もあって続かなかった。1987（昭和62）年に長年勤めた高校の教員（最後は校長）の定年を迎えたころ、同世代の松ヶ崎育ちの人が「村」に帰ってきたので一緒に「伝統を守ってい

こう」と思い、理事長を務めたということであった。

今から60年前前までは村の中の人同士で結婚することが主流であったが、現在は他地域から松ヶ崎にお嫁に来る女性が多い。そのため、初めは戸惑いもあるが、理解を深めて家の信仰と盆行事を受け入れている。さらに、仕事の関係で東京や外国に行っている人も送り火の時には帰ってくるようである。

今も松ヶ崎出身者のかなりの人には、戦前までの「長男が松ヶ崎の家を継いでいく、家を絶やさないと継いでいく」という意識が残っており、職住分離の生活様式への変換により発生した後継者問題になんとか対応し、現在は京都市からの協力も得て、700年以上経っても、かつて100軒であった行事の担い手を3割減にとどめて盆行事を継続しているのである。

都市化や大都市への就学、就業が深化していくなかで、後継者問題は深刻となっている。元理事長によると、その理由は、その家に子供がいなかった場合や、娘さんばかりで他地域に婚出し後継ぎがいなくなったり、後継ぎがいても東京など他の大都市に就学、就業などで他出し、その後は松ヶ崎に戻ってこれなくなった、ことなどのようである。

そのため会員の増加を望んではいるのだが、代々の理事長によると、ボランティアや新しい移住者を会員として入れる考えはない、とのことであった。それは、立正会が日蓮宗の信者の団体であること、そのためこれらの盆行事を先祖を送るという宗教的精神をもって取り組めるか（心の継承）という点と、ずっとその行事を伝承してくれるかという点が懸念されるからである。

大文字ではボーイスカウトや一般のボランティアを受け入れて行事を遂行しているが、一時期はボランティアの人々と地元民の指示の争いが発生

し、地元以外の参加者を受け入れなくなっていたこともあったようである。また、鳥居形は地元会員の親戚関係の人を取り込んでいるようである。松ヶ崎では现阶段では新規の移住者を会員として参加してもらうのは難しいと考えている。

なお、筆者が調査をさせていただいているこの10年間の経緯を見てみると、理事長や常任理事は規約により4~6年で少しずつ変わっていて、役員継承はスムーズに行われているように感じられた。ただ、女性の評議員は1名いるが、理事にはこれまで女性は就任していない。

#### 6.4 信仰と「村」の秩序

日常生活における信仰心について、元理事長の話によると、今は仏壇に朝夕題目を唱えている人は、会員の中でもごくわずかの人だろうとのことである。理事長自身は目に見えるものを大事にしてきたが、昔の人は、心のつながりを大事にしていたので今まで伝承されてきたのだらうと感じているという。このことから行事を行なう会員自体が都市人となり、宗教信仰心が薄らいできていると考えられる。

かつては、8月15日の題目踊りの前には「座改め」という儀式がおこなわれた。これは、家を継ぐ長男が17歳になると、一人前の男性と見なされ、村落の年齢階梯に参加する、つまり村政組織に仲間入りする儀式であった。儀式は村の信仰シンボルである涌泉寺の本堂に各役員が集まり、新しく若衆となる者が村の役員と仏様の前で盃に酒をついで回し飲むことによって村政組織に参加することを村人と仏に誓い、承認を得るというものである。さらに、儀式後の題目踊りに参加することでより村での社会的地位が確かなものになったのである。この座改めは村が京都市に合併される1931（昭和6）年まで続いた（中尾 1984；松ヶ崎を記録する会 2000）。

#### 6.5 盆行事の地域への広がり：さし踊りの普及活動

15年ほど前から立正会は、松ヶ崎の盆行事を会員だけでなく、松ヶ崎学区に住む住民にも広げようと努力してきた。特にさし踊りの普及である。

さし踊りを松ヶ崎学区の住民、特に子供たちに伝承しようと力を入れており、立正会が小学校で講習会を開催している。また、松ヶ崎の自治連合会主催の夏祭りや体育振興会主催の学区民運動会でもさし踊りを踊る機会を設けている。常任理事の方の話によれば、盆行事が旧松ヶ崎住民のみに限られた非常に閉鎖的なものという認識が広まっていたことと、松ヶ崎小学校側で総合学習などで地域のことを知ろうという動きがあり、松ヶ崎の盆行事は珍しいとのことだったので、それならば地域のことを知ってもらおうと思ってさし踊りの普及を始めた。さし踊りはもともとみんなで踊る楽しみの踊りなので是非、踊る人を増やして地域の踊りになってほしいとの思いから講習会を行っている。講習会をすることで立正会、小学校、地元の京都工芸繊維大学とつながりができ、これらの組織を通して踊りが松ヶ崎の人々に伝承されるようになり、お盆の時の踊り手は増えている。



写真10 松ヶ崎小学校でのさし踊り練習会の様子  
(2011年7月23日筆者撮影)

## 6.6 送り火にかかわる思い

元理事長によると、1994（平成6）年に京都市から平安遷都1200年の記念行事のメインイベントとして「大文字五山送り火」を12月31日の夜に点火してほしいとの申し出があった。これを受けて、京都五山送り火連合会では「送り火は先祖送りの行事」と考えていたため大変に驚いたそうである。五山で意見を出しあった結果、賛同する保存会はなく、記念行事への参加はなされなかった。しかし、その時の申し出を受け、議論したことは「送り火」の置かれている意義を考えるよい機会になったという。

数年のちに21世紀幕開け記念行事で是非、「大文字五山送り火」を1999年12月31日の夜に点火してほしいとの市民や関係団体からの意見が多くあった。これを受けて議論をしたが、また実施には各保存会は消極的であった。しかし、京都市行政当局の働きかけと、各保存会の若手が実施に前向きな考えであったことから協議を重ね、そして地区住民を説得し、実施することができた。理事長は「絶対にやるべき」と思っていたが、立正会内でも反対はあったそうだ。だが、この行事に参加したことによって送り火は各保存会だけの先祖の送り火ではなく、京都市民が待ち望み手を合わせ拜む大切な伝統行事であることを再認識したという。

立正会にとっても取り組む行事の中で、妙法の送り火はシンボルである。送り火があるからこそ踊りなどの伝統行事は継続されている。送り火の実施は、大変で「めんどくさい」ことだが、その行事にかかわれることが自負となる。特に21世紀幕開け記念行事あたり（20年前あたり）から送り火にかかわれることが自慢できるようになった。行事の存在が見直されたのだという。全国に知られる伝統行事を自分たちが担っているのだ、担ってきたのだという自負、充実感が会員やその

家族に浸透していったのではと、元理事長さんは語った。

## 7 おわりに

本稿では松ヶ崎村時代の盆行事を踏まえ、今日にみられる松ヶ崎妙法送り火や題目踊り、さし踊りの盆行事の実態を明らかにしてきた。そこで、村政が廃止された1931（昭和6）年を境にして松ヶ崎の盆行事がどのように変化したのか分析してみたい。

1931（昭和6）年までの松ヶ崎における盆行事は、松ヶ崎村の人々が題目講となり、題目講の行事を村政のなかに取り込むことで村全体の行事としておこなわれ、継承されてきた。つまり日蓮宗の信仰をもって村政が行なわれ、村落共同体の精神が築かれてきた。その後、松ヶ崎村が1931（昭和6）年に京都市に編入されると村政制度はなくなり、盆行事遂行の規則もなくなったが、これまでおこなってきた信仰行事を継続するために、村人は檀家に関係なく立正会という宗教団体→財団法人→公益財団法人へと組織を発展させることで盆行事を継承してきた。行事の担い手は、座改めがなくなった後も、各家庭で家長になる成年男子に世襲的に受け継がれてきた。また、実質的には立正会会員の生活には村の制度の一部が残り、現在でも寺の行事の世話係は堂講や総代がおこない、各町には宿老や一和尚が存在して宗教行事の世話係の役目を担っている。

しかし、戦後の高度経済成長による都市化に伴って農業を中軸とした「村」の生活は融解し、職住分離の生活様式が松ヶ崎村にも浸透し、会員の後継者であった若い成人男性は都市の会社や事業所に勤め、そこを基礎に生計を営むようになった。また、高学歴化が生じ、高校生や大学生の参加が減少し、それによって会員の構成人員が高齢層になり、会員が世襲的に受け継がれにくくなっ

た。現在の会員の多くには、村政時代の松ヶ崎の家を絶やさないと考えがまだ継承されている。定年となって他都市での職業生活を終え、家を継ぐために松ヶ崎に戻ってきた人や、松ヶ崎の家に婿養子としてやってきた男性、大阪市や京都市都心に通勤しながら松ヶ崎に在住してきた人によって立正会の運営は保たれている。しかし、完全に松ヶ崎の地域を離れていく人もいるため、後継者問題が課題として捉えられている。さらに、村を離れ、都市での生活を経験することによって村落共同体の紐帯であった日蓮宗の信仰心も薄らぐようになった。このように立正会自体が変化せざるを得ないのである。

かつては、送り火の準備として、点火する山の下草を刈り、冬には松ヶ崎の山にある松の木を切って薪にしていた。しかし、高齢層の会員たちで行うことが困難となり、現在は下草刈りや薪の調達が全部業者に任されている。また点火様式について、村時代には山の斜面に杭を打ち、それに松明を結んで点火していた。その後は山の斜面に穴を掘って石を置き、火床として使っていた。

現在では、主に松割木や松葉を使用し、新聞紙や燃えやすいものに灯油を漏って点火させる。また妙法ともステンレス鋼製受皿火床を用い、松割木を井型に組むのを容易にしている。さらに現在の点火作業において、会員の世帯以外の松ヶ崎に住んでいない他出者や縁者となった学生や外国人も参加しているため、実質的に行事を行なっている人々は少しずつ多様性を増しているといえる。

その他、防火対策として消火用の水を貯めることができるドラム缶の設置や、左京消防署及び松ヶ崎消防分団などの協力があつ、行事の安全性が強化されている。またかんぽ生命京都事務センターの協力、公益財団法人京都市文化観光資源保護財団並びに京都市五山送り火協賛会からの助成金が支給されるなどさまざまな組織の協力があつ

て行事が成り立っているように、戦後間もない頃とはかなり異なっている。

題目踊りに関しては、村制時代から昭和のころまでは、太鼓の打手、音頭取り、踊り手ほとんどが会員の家族か親族であった。それは今も変わらない。しかし、さし踊りに関しては、松ヶ崎小学校で松ヶ崎学区の住民を対象に踊りを教えていることから、会員に関係なく多様な人々によって踊られており、行事が成り立っている。

以上のことを踏まえて、松ヶ崎妙法送り火の位置づけについて考えてみたい。松ヶ崎は元来は農業を基礎とした村社会であり、村政によって秩序ある生活があつた。そして、村人全員が参加した盆行事は、全員が日蓮宗の信仰をもって先祖の霊を崇拝し、霊の鎮魂と共同体意識の強化が目的とされた宗教色の強い行事であつた。そのため、ムラ以外の人の介入を拒み、スル人々とミル人々を完全に区別した。スル人々はミル人々の存在をあまり気にしないで、自分たちのアイデンティを認識できたのである。送り火は豊穡や、収穫を祝つてカミに感謝するものではないが、カミの存在に代わる先祖の霊の存在があり、豊穡を祈願したり、作物を収穫できたことへの感謝の祈り、社会の安寧の祈りもささげていたと考えられる。つまり、この盆行事は宗教信仰をベースとしたムラの祭りであり、かつ、閉鎖的伝統型の性格をもつていた。今や松ヶ崎学区に住む人々は、都市化、郊外化によりよそからの移住者が圧倒的に多くなつたが、送り火を象徴として持つ少数の松ヶ崎村にちなむ人々により、「都市の中の村」的な側面を維持してきたのである（谷富夫 1994）。

しかし、現在は都市の祭りの要素も含みつつある。都市の祭りは病氣退散を目的とし、カミを喜ばすために多くケンプツ人を好意的に引き寄せ、賑やかさを重要視する。ここで注目したいのがケンプツ人との関係である。現在、送り火の点火作

業中の山に登る人は制限され、ケンプツ人を寄せ付けていない。しかし、京都の市街地には多くの見物客や観光客が存在し、テレビをはじめとする多くのマスメディアによって全国的、国際的な盆行事として見物されている。このことは、多くの立正会会員がアイデンティティの中に刻んでいる。筆者がインタビューした送り火を手伝うために他出先から帰ってきた20代30代の若い参加者は、「日本全国に知られている（見られている）この伝統行事を担っていることに誇りを感じます。お盆には必ず松ヶ崎に帰ってきます」と語っていた。題目踊りやさし踊りにも多くのケンプツ人が存在する。さし踊りに関しては会員の枠を超え、松ヶ崎の地域に住んでいる人に知ってもらおうと立正会が講習会を開き、多くの人の参加を得て盆踊りを楽しむことが好意的に行われている。そのため、ケンプツ人である人々も会員たちと一緒に踊っている。

このような現象は、戦後の高度経済成長によって職住分離の生活様式があたり前となり、盆行事を担っていく立正会の男性たちが、日常的に都市的な生活様式や労働様式を持つようになったからである。長い都市生活によって日蓮宗への信仰や地域共同体の意識が薄らぐようになった。このように社会状況の変化により、行事の担い手自体が変化してきたように、立正会員というメンバーシップを超えた会員以外の人々や組織の協力を様々な局面で頼り、受け入れないと行事が成り立ち難くなったといえる。そのため、実際に行事をスル人々は多様化している。だが、完全な多様化ではなく、盆行事によって旧松ヶ崎の地域共同体の意識を再認識できるぎりぎりのところに境界線を引

き、上手く立正会以外の人々や組織の協力を取り込んで盆行事を継承してきたといえる。この盆行事はムラの祭りであり、閉鎖系伝統型の性格でありながら開放系合衆系の性格も取り込み、伝統行事として今日まで継承してきているのである。

#### 記

本稿は、松ヶ崎を記録する会2000『松ヶ崎』の記述と、土田千夏2011「松ヶ崎の地域における盆行事」『同志社大学社会学部社会学科卒業論文』を参照して書かれている。なお、2011年の土田論文のインタビューの多くは、筆者と共同で行ったものであり、そのインタビューメモを参照した。

#### 謝辞

本稿をまとめるにあたっては、松ヶ崎立正会の会員、役員の皆さまの多大なご協力を得ました。厚く御礼申し上げます。筆者がお話を聞かせていただいた立正会の歴代の理事長である斎藤進、三宅秀典、北野正彦、岩崎恭輔、岩崎勉氏には、特にお世話になりました。記して感謝いたします。

また、筆者の体調不良や定年退職のために、論文として公開することが遅くなりましたことを、関係者の皆様にお詫び申し上げます。

#### 〔注〕

- 1) 筆者が学生であった1960年代は、火が焚かれている火床を見に行く人はほとんどいなかった。学生であった筆者は、松ヶ崎の方の隣で「妙」の火が燃えるのを見学していた。20年ほど前から、この火床のある場所に行く小道には柵が作られ、松ヶ崎立正会の許可なしには入山できない。
- 2) 送り火当日、松明をもって左大文字山に上る際に、この修道院の敷地を通るため。
- 3) 「妙」の字の一番上部にある火床（1番火床）は京都市松ヶ崎浄水場の貯水槽の敷地との境界にあるため、また真ん中にある火床（41番火床）は浄水場に行く緊急道路にあるため浄水場側が点火をしてくれている。これも伝統行事に対する京都市の協力の一つである。

#### 〔参照・引用文献〕

- 芦田徹郎, 2001, 『祭りと宗教の現代社会学』世界思想社。  
 藤井基弘ほか, 2012, 「伝統行事『五山送り火』の形態と祭祀組織に関する研究」『ランドスケープ研究』75(5)  
 岩田英彬, 1990, 『京の大文字ものがたり』松籟社。

- 岩田重則, 2006, 『「お墓」の誕生 死者祭祀の民俗誌』岩波書店.
- 駒敏郎, 1976, 『大文字五山の送り火』駸々堂出版.
- 京都市文化観光局文化財保護課大文字五山保存会連合会, 1976, 『京の伝統行事 大文字五山送り火』京都市文化観光局文化財保護課大文字五山保存会連合会.
- 京都市文化観光資源保護財団大文字五山保存会連合会, 2000, 『京都大文字五山送り火』京都市文化観光資源財団.
- 京都市総務局統計課, 各年度『京都市地域(元学区)統計要覧』京都市総務局統計課.
- 五島成佳, 2020, 「大文字送り火を支える祭縁」(同志社大学社会学部社会学科2019年度卒業論文).
- 松平誠, 1980, 『祭りの社会学』講談社.
- 松平誠, 1990, 『都市祝祭の社会学』有斐閣.
- 松平誠, 2001, 『祭りの文化』有斐閣.
- 松平誠, 2008, 『祭りのゆくえ』中央公論新社.
- 松ヶ崎小学校創立百周年記念会, 1973, 『松ヶ崎百年史』松ヶ崎小学校創立百周年記念会.
- 松ヶ崎を記録する会, 2000, 『松ヶ崎』松ヶ崎立正会.
- 森田三郎, 1990, 『祭りの文化人類学』社会思想社.
- 中尾堯, 1984, 「京都松ヶ崎題目講の信仰と習俗」中尾堯・渡辺宝陽『日蓮聖人と日蓮宗』吉川弘文館, 391-414.
- 田中縁紅, 1957, 『京の送火大文字』京を語る会.
- 谷富夫, 1992, 「エスニック・コミュニティの生態研究」鈴木広編著『現代都市を解説する』ミネルヴァ書房
- 上野千鶴子, 1984, 「祭りと共同体」井上俊編『地域文化と社会学』世界思想社.
- 鶴飼均, 2002, 「盆行事と火の風流」八木透編『京都の夏祭りと民俗信仰』昭和堂.
- 和崎春日, 1987 a, 「現代都市と都市人類学」藤田弘夫・吉原直樹編著『都市-社会学と人類学からの接近-』ミネルヴァ書房
- 和崎春日, 1987 b, 『左大文字の都市人類学』弘文堂.
- 和崎春日, 1996, 『大文字の都市人類学的研究』刀水書房.
- 和崎春日, 1999, 「都市生活のなかの伝統と現代 民俗の変貌と創造」藤田弘夫・吉原直樹『都市社会学』有斐閣

#### [URL]

- 京都市総合企画局, 2010, 「国勢統計区別人口及び世帯数」, 京都市情報館ホームページ, (2011年12月17日取得, [http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/Population/Census/Preliminary/2010/table\\_area\\_2010.xls](http://www.city.kyoto.jp/sogo/toukei/Population/Census/Preliminary/2010/table_area_2010.xls)).
- 松ヶ崎自治連合会, 2010, 「松ヶ崎学区」, 財団法人京都市景観・まちづくりセンターのホームページ, (2011年12月17日取得, [http://kyoto-machisen.jp/chiiki\\_hp/matsugasaki\\_hp/index.htm](http://kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/matsugasaki_hp/index.htm)).
- 松ヶ崎涌泉寺, 松ヶ崎涌泉寺公式ウェブサイト, (2019年12月17日取得, <http://www.yusenji.com/>).
- 齊藤進, 「世紀を結んだ五山の送り火」, 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団ホームページ, (2011年12月17日取得, <http://www.kyobunka.or.jp/kaiho/index4.html>).
- 社団法人京都市観光協会, 2011, 「五山送り火」, 社団法人京都市観光協会ホームページ, (2011年12月17日取得, <http://www.kyokanko.or.jp/3dai/daimonji.html>).

#### [その他資料]

- 松ヶ崎妙法保存会, 『松ヶ崎妙法送り火』(CD).
- 鯉坂学・土田千夏(共同研究者・同志社大学学生)との松ヶ崎立正会の活動についてのフィールドワークメモ(2011年4月29日, 6月18日, 24日, 7月1日, 8日, 13日, 15日16日, 20日, 23日, 8月4日, 6日, 15日, 16日, 9月2日)